２医国第51515号

令和２年12月9日

　　各関係団体　　御中

香川県知事　浜田　恵造

感染警戒期における対策について

　１１月以降、全国的に新型コロナウイルスの感染の急増がみられるとともに、本県においても新規感染者が連続して確認されており、感染拡大が次の段階に移ったものと認識せざるをえない状況となっています。

本県では、９月１２日以降、「準感染警戒期」として、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってまいりましたが、この度の感染拡大の状況を受け、香川県対処方針に基づき、今後の感染拡大を防ぐため、１２月９日（水）から警戒レベルを引き上げ、「感染警戒期」に位置づけることとしました。

　つきましては、貴職におかれまして、こうした状況を御理解いただき、「知事から感染警戒期における県民の皆様へのお願い」（別紙１）及び「感染警戒期における対策（１２月９日以降）について」（別紙２）について、貴団体の職員の皆様及び関係先への周知と感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。